

(別紙1)

論文の内容の要旨

論文題目 : 日本語命令形式の通時的研究

氏名 : 北崎 勇帆

日本語のいわゆる動詞命令形は、通常は次例(1)の如く聞き手への命令を表すが、(2)のように純粋な命令を表さない場合がある。

- (1) a. 何が欲しいのか**言ってみろ**。
b. 警察に聞かれたら「知りません」と嘘をつけ。
c. どうせペットを飼うなら**犬にしろ**。
- (2) a. もう**いっぺん言ってみろ**、怒るぞ。
b. 「さっき100万円拾ったんだ」「嘘をつけ」
c. **犬にしろ猫にしろ**、手間がかかることには変わらない。

(1)はそれぞれ、話し手が聞き手に「言ってみろ」「嘘をつく」「犬にする」ことを求めるものとして了解できる一方、(2)は同形態による表現であるが、行為要求として理解することはできない。(2a)は「もういっぺん言う」ことではなく「それ以上言わない」ことを求めているし、(2b)は嘘をついた聞き手を話し手が咎め、これも「嘘をつかない」ことを求めるものである。(2c)に至っては「犬にしろ」に、何かしらの要求の意図を読み取ることもできない。本稿ではこうした命令形による他用法の生産を主な対象として、

以下の問題を設定した。

- 「命令を表さない命令形」の諸用法はどのように派生し、どのような史的展開を遂げたか。
- 上の検討による個々の派生事例には、何らかの傾向が見られるか。類型性・傾向を持つならば、その要因はどこに求められるか。
- 一般的傾向として指摘される変化と比較したとき、これらの変化はどのような特徴を持つか。
- 併せて、「命令」側の変化には、どのようなものが指摘できるか。

第1章「現代語体系を中心とする命令形式の用法の再整理」では行為要求表現の成立条件を再検討し、命令形の中心的な用法を成立条件の側から規定することによって、「どのように条件から逸脱するか」という観点から派生的用法を分類し、第2章以降ではこの基準に従って分析を行った。

第2章「**「であれ」「にせよ（しろ）」の成立と展開**」では命令形が逆接仮定条件表現を構成する複合助詞「**「であれ」「にせよ（しろ）」**」の歴史的展開について見た。先行する「**「であれ」**」類は、「未然形+ば+命令形」という放任の構文を基盤とし中古に「**「(に) もあれ」**」として成立する。放任の意を持つ前文と、放任された事態が成立した場合の結果や成立に関する話し手の態度を示す後続文とが逆接仮定条件の関係性を持ち、その関係性が1文として再解釈されることにより「**「であれ」**」類が成立したものと考えた。成立当初は「**「あり」**」を中心として、「**「も+用言命令形」**」の形で逆接仮定条件を提示することができたが、状態性の高い「**「あり」**」は動作に関する「**「～をしても」**」という意味合いを示すことができず、その領域に侵出する形で「**「もせよ」**」が産出され、近世には「**「にもせよ（しろ）」**」として定着した。「**「にせよ」**」類は「**「であれ」**」類と同等の意味・機能を持ちながら、体言・用言に対して同一形態で接続できる。このことが近世以降における「**「にせよ」**」類の使用を後押ししたものと考えられる。

このうち「**「であれ」**」類に関しては中古和文と漢文訓読文において顕著な差が見られるため第3章「**漢文訓読文における「であれ」類と機能語化の文体差**」において詳細に用例を検討した。当該形式は中古和文において規則的に「**「名詞+に+もあれ（まれ）」**」として現れるが、平安～鎌倉時代漢文訓読文では接続の自由度が高く、動詞、格助詞や係助詞の接続例、「**「名詞+まれ」**」や「**「も+まれ」**」といった「**「まれ」**」が「**「も+あれ」**」であった意識の喪失される例などが見受けられ、これらの一部は「**「まれ」**」のまとまりを1語として副助詞的用法を得たものと認められる。この結果は、文体の異なりによって文法変化の遅速、方向性が生じることを示唆するものであり、併せて類似事例を概観することで文法変化の研究に文体差の観点を導入することの可能性を述べた。

第4章「**「とはいえ」の成立と展開**」では、接続詞的用法と接続助詞的用法を持つ「とはいえ」が、近世前期に接続詞的用法から発生すること、中世以降に「とも言え」の例が見られることに注目し、「とはいえ」を従来説明されてきた「とはいえども」の「ども」が脱落したものとして見ることはせず「ともあれ（かくもあれ）」類からの類推的適用による派生であるものと見て、命令形による条件表現体系の中に位置付けた。

第5章「**「遅かれ早かれ」類の成立と定着**」では、「遅かれ早かれ」「善かれ悪しかれ」「多かれ少なかれ」といった語群の成立を第2章に見た「であれ」類の形容詞への拡張として捉え、スケール性を持つ形容詞を逆接仮定条件による集合の全体表示に用いる場合に、反義的な2語による「～かれ～かれ」という型が最も適していたことが、型の定着を促した要因であることを論じた。

第6章「**仮定的な「てみる」の成立と展開**」では命令形が順接仮定条件文を構成する事例を扱った。成立以前に「補助動詞を伴わない命令形式文+それが実現された場合の脅し文」による事前阻止の構造が順接仮定条件相当の機能を持っていたことが想定され、仮定的な「てみる」の成立当初も「主格は2人称かつ前接用言は意志動詞」という、命令形と「てみる」に由来する制約があった。主節も話し手による直接的な脅しを示すものに限られていたが、近世中期には事前阻止の意が背景化し、聞き手が認識していない情報の認識を要求する文へと変化することによって人称・意志性・望ましさの制約が緩和され、通常の順接仮定条件文により近い用法を獲得することとなった。

第7章「**その他の派生的用法**」ではいずれも簡略な語誌を示すに留まったが、逆接仮定条件と関連するものとして「ともあれかくもあれ」類と「さもあらばあれ」を、順接仮定条件と関連するものとして「嘘をつけ」類と「なぜといえ」を、第9章で扱う対人性の喪失と関連するものとして、話し手自身に対して行われる「命令」とそれが固定化した「てしまえ」などの補助動詞命令形、過去の事象に言及する命令形式文、「これみよがし」類を扱った。

これらの命令形式の文法範疇を超えた変化と併せて、中心的用法の変化についても考察を行った。第8章「**希求から命令へ**」では、無意志動詞命令形、形容詞補助活用命令形、否定「ざり」の命令形「ざれ」、文末形式「御～あれ」といった形式の衰退から、命令形がかつては非意志的な希求を表すことができたが、その領域が近世頃を境として意志性を有する事態に対する狭義的な命令へと縮小したことを示した。

第9章、第10章では前節までに述べた個別の変化事例に関して総合的な考察を行った。

第9章「**対人的表現から非対人的表現へ**」では、意味的類型の傾向として指摘される間主観化（intersubjectification）・対人化（interpersonalization）に逆行するものであることに注目し、対人的な意味を喪失する過程に焦点を当てた。喪失の過程としては、事態成立の放任と条件形式化、禁止の含意といった、行為要求の意を失う形で「対者性」を喪失する

もの、第三者や話し手に向かうことによって「対聞き手性」を喪失するものがあり、間主観化・対人化の逆という変化が複数の層から成ることを示した。また、対人的意味の獲得に関しては、従来指摘される間主観化の一方向性はあくまでも傾向性であること、「非主観的→主観的→間主観的」というプロセスにも別個の変化が連続的なものとして捉えられているという誤謬があり、「非主観的→主観的」という変化と「非対人的→対人的」という変化として見るべきものであることを述べた。

第10章「命令形式から条件形式へ」では、個別事例のうち、条件形式的に用いられる命令形式に着目した。この変化は通常の複合形式の形成とは異なり、文末におかれる命令形式を用い、順接・逆接の両方に派生する点で特異なものである。第1章で見た行為要求表現の成立条件からどのように逸脱するか、という観点から変化を観察すると、事態が未実現であることだけは、順接・逆接ともに保持されていることが分かる。この変化は、未実現の事態が成立した場合の結果の予告や、その遂行に対する話し手の態度が放任の文の後続文として現れることによって仮定条件文的構造を持ち、その2文が1文として解釈されたことによるものであった。第9章で見た対人的形式の非対人的使用は、文末に位置しやすい命令形式が文内部で非対人的形式として用いられるものであり、第11章で見る「(よ)うと」の成立も、文末で主観的意味を持つ形式が文中で用いられることで、その主観性を減衰させていく変化である。このように見たとき、本稿で見てきた事例は主観化・間主観化といった意味変化の類型の一方向性を否定するのみならず、その逆の指向性を持つ変化が「文末から文内部へ」という統語的变化に伴う形でまとまって現れるものとして理解される。

第10章の検討のため、第11章「「(よ)うと」の一群の成立と展開」では命令形式以外の事例として、「(よ)うと」「(よ)うが」「まいと」「まいが」の一群について扱った。中世前期においては意志文の環境下にあった「～む+とも」が「むとも」として固定化したために文末用法の意を喪失したことによって、非意志的述語への接続や主節主語と一致しない主格を取ることが可能となり、「(よ)うと」が成立したものと考えた。「(よ)うが」も、「(よ)うと」の構造への類推的適用に後押しされながら、同様の過程を経て成立したものと考えられる。この形式の成立は話者の発話場・発話時に縛られる文末用法がその話者指向性を減衰させるという方向性を持つ変化であり、意味的变化の類型として指摘される「主観化」(subjectification)に反するものである。さらに、「文末から文の内部へ」という変化として、条件形式的に用いられる命令形の用法と併せて統一的に捉えることができる。